

●香川県告示第23号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。  
 昭和54年香川県告示第268号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成28年1月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波 沿岸	脇元漁港	脇元漁港海 岸	<p>1 指定場所 さぬき市津田町鶴羽字鶯谷、字一本松地先</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1、基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。）</p> <p>基点1 さぬき市津田町鶴羽字鶯谷1549番地1地先の標杭                      基点2 基点1から277度22分、3.1メートルの地点                      基点3 基点2から207度2分、31.8メートルの地点                      基点4 基点3から214度9分、21.8メートルの地点                      基点5 基点4から197度41分、44.9メートルの地点                      基点6 基点5から185度21分、56.3メートルの地点                      基点7 基点6から190度12分、20.1メートルの地点                      基点8 基点7から180度2分、54.3メートルの地点                      基点9 基点8から187度16分、58.9メートルの地点                      基点10 基点9から79度50分、30.9メートルの地点                      基点11 基点10から166度58分、24.4メートルの地点                      基点12 基点11から157度49分、33.4メートルの地点                      基点13 基点12から153度24分、39.5メートルの地点                      基点14 基点13から152度4分、41.5メートルの地点                      基点15 基点14から149度42分、55.7メートルの地点                      基点16 基点15から235度30分、12.6メートルの地点                      基点17 基点16から186度10分、5.4メートルの地点                      基点18 基点17から146度27分、105.5メートルの地点                      基点19 基点18から144度18分、56.2メートルの地点                      補助点1 基点1から159度6分、119.9メートルの地点                      補助点2 基点7から112度8分、107.5メートルの地点                      補助点3 基点12から67度46分、80.0メートルの地点                      補助点4 基点14から57度5分、75.7メートルの地点                      補助点5 基点15から44度13分、213.1メートルの地点                      補助点6 基点19から53度45分、241.5メートルの地点</p>